

## 長期優良住宅建築等計画等の認定の申請手数料について

区分	住宅の種類	建築行為	手数料
認定申請 (第5条)	① 一戸建ての住宅	新築	8,000円 (57,000円)
		増築又は改築	13,000円 (85,000円)
		建築を伴わない場合	13,000円 (85,000円)
	② 共同住宅等 (300㎡以下)	新築	17,000円 (127,000円)
		増築又は改築	25,000円 (194,000円)
		建築を伴わない場合	25,000円 (194,000円)
変更認定申請 (計画の変更) (第8条)	① 一戸建ての住宅	新築	4,000円 (28,500円)
		増築又は改築	6,500円 (42,500円)
		建築を伴わない場合	6,500円 (42,500円)
	② 共同住宅等 (300㎡以下)	新築	8,500円 (63,500円)
		増築又は改築	12,500円 (97,000円)
		建築を伴わない場合	12,500円 (97,000円)
変更認定申請 (譲受人の決定) (第9条)			2,200円
承認申請 (地位の承継) (第10条)			2,200円

注記：( )内の金額は確認書等が提出されない場合